

# 外国人の方へ

## 住民税(市(町)・県民税)のお知らせ



住民税は、前の年に給料など収入がある人にかかる税金で、次の年の1月1日に住んでいる市町に払います。1月2日以降に日本から出国したときでも、1年分の住民税を払わなければなりません。住民税を払っていないときは、在留期間の更新申請が許可されないことがありますので、出国する前に住民税を払いましょう。

● 出国する前に住民税を払う方法は大きく分けて3つあります。

### (1) 会社に一括徴収してもらう

会社をやめることになったときは、残りの住民税を給料から差し引いてもらい、市町に払ってもらうことができます。(一括徴収といいます) 会社に相談しましょう。

### (2) 納税管理人を決めて自分の代わりに払ってもらう

出国するまでに住民税を払うことができないときは、出国する前に「日本に住んでいる人」または「働いていた会社」から、自分に代わって住民税を払ってくれる人を決めます。(納税管理人といいます) 納税管理人になってくれる人、または会社が決まったら、住んでいる市町の住民税担当課へ届け出ましょう。

### (3) 自分で払う

市町から納税通知書が送られてきたときは、出国する前に住民税を払ってください。(普通徴収といいます) 納税通知書が送られてくる前(1月から6月)に出国するときは、その前に住民税を計算して市町に住民税を払うことができます。(予納といいます) 働いている会社、または住んでいる市町の住民税担当課へ相談しましょう。

わからないことがあるときは、次のところへ電話してください。  
福山市役所市民税課 電話番号：084-928-1021

## 至广大外国人周知： 有关住民税(市(町)・县民税)的通知



住民税是上一年有收入的人所需缴纳的税金，需要向下一年1月1日时所居住的市町缴纳。1月2日后从日本离开时也需缴纳这1年的住民税。

若没有及时缴纳住民税，可能会无法通过在留期限更新等的申请。所以在离开日本前切勿忘记缴纳住民税。

● 在离开日本前缴纳住民税的方法大致分为3种。

### (1) 通过公司一次性征收。

离职时，从工资中扣除未缴纳的住民税金额，并代向市町缴纳的方式(称为一次性征收)。请与您的所属公司商谈。

### (2) 由纳税管理人代为缴纳。

若离开日本前无法缴纳住民税时，需在离开前，从“居住在日本的人员中”或“就职过的公司中”，指定代替自己缴纳住民税的纳税管理人(称为纳税管理人)。被指定为纳税管理人的人，或被指定为纳税管理人的公司，需向居住的市镇的住民税担当科申报。

### (3) 自行缴纳。

收到市町邮寄的纳税通知书后，在离开日本前自行缴纳住民税(称为普通征收)。在收到纳税通知书之前(1月至6月)离开日本时，可以提前计算出住民税并向市町缴纳(称为预缴)。请咨询您的所属公司或所居住的市町住民税担当科。

若有不明之处，请咨询以下部门。  
福山市役所市民税科 电话：084-928-1021